新宿区フードドライブ物品貸出取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品ロスを削減するための取組として、フードドライブ(家庭で余っている食品を受け入れ、福祉団体、施設、フードバンク等に提供する活動をいう。以下同じ。)の実施時に必要となる物品(以下「物品」という。)の貸出しを行い、フードドライブの実施を支援することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 この要綱による物品の貸出しの対象者は、次の要件を全て満たすものとする。
 - (1) 区内で活動する団体又は区内に所在する事業者であること。
 - (2) 公序良俗に反する活動を行わない団体又は事業者であること。

(貸出物品)

- 第3条 物品の貸出しは、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める在庫の範囲内で貸し出すことにより行うものとする。
 - (1) 食品回収コンテナ 2台まで
 - (2) のぼり旗 1枚
 - (3) のぼり旗用ポール及びスタンド 1組
 - (4) 卓上ミニのぼり旗 2個まで

(貸出期間)

第4条 貸出しの期間は、1か月以内とする。ただし、環境清掃部ごみ減量リサイクル課長 (以下「ごみ減量リサイクル課長」という。)が特別な事情があると認めるときは、これを 延長することができる。

(貸出料)

第5条 貸出しに係る費用は、無料とする。

(貸出しの申請)

第6条 物品の貸出しを希望する者は、食品を回収する日の2週間前までにフードドライブ 物品借用申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)をごみ減量リサイクル課長に提出 しなければならない。

(貸出しの決定)

第7条 ごみ減量リサイクル課長は、申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と 認めた場合は貸出しの決定を行い、フードドライブ物品使用承認書(第2号様式)により 通知するものとする。

(貸出しの方法)

第8条 前条の貸出しの決定を受けた者は、食品を回収する日の1週間前までに環境清掃部 ごみ減量リサイクル課(以下「ごみ減量リサイクル課」という。)において、物品の貸出し を受けるものとする。

(返却方法)

第9条 前条の規定により物品の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、フードドライブを実施した日から1週間以内にフードドライブ実施報告書(第3号様式)を提出するとともに、ごみ減量リサイクル課による物品の状態の確認を受けた上で、これを返却するものとする。

(遵守事項)

- 第10条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
 - (2) 物品を破損し、又は紛失しないよう注意すること。
 - (3) 物品の形状を変更し、又は改造しないこと。
 - (4) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (5) 回収した食品は、福祉団体等へ提供すること。
 - (6) 返却予定日を遵守し、やむを得ず貸出しの期間の延長を希望する場合は、速やかにご み減量リサイクル課まで申し出ること。

(貸出決定の取消し)

- 第11条 ごみ減量リサイクル課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸出 しの決定を取り消し、物品を返却させることができる。また、故意による違反があった場 合は、以後の貸出しについて制限を設けることができる。
 - (1) 借受者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
 - (2) 公益上又は管理上、特に必要があると認めるとき。

(損害賠償)

第12条 借受者は、故意又は過失により、物品を破損し、又は紛失したときは、直ちにごみ減量リサイクル課長に報告するとともに、現品相当額又は修理費用金額を賠償しなければならない。

(区の免責)

第 13 条 区は、フードドライブの実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、ごみ減量リサイクル課長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

フードドライブ物品借用申請書

年 月 日

ごみ減量リサイクル課長 宛て

所 在 地		
団体(事業者)名		
代表者名		
担 当 者	電話番号	
メールアドレス		

遵守事項に従うことに同意し、下記のとおりフードドライブ物品の借用を申請します。

記

実施期間イベント名称	期間: 年			~ 年 (5場合):	月	日	
使用場所							
受取希望日 返却予定日	受取希望日: 返却予定日:	年年	月 月	日日			
借用物品 ※希望しない物品は 不要に○	食品回収コンテ のぼり旗 のぼり旗用ポー 卓上ミニのぼり	-ル・スタン	、ド	台(2台ま 枚(1枚ま 組(1組ま 個(1個ま	で)・	不要 不要 不要 不要	
回収食品提供先 (予定)							

【遵守事項】下記の事項をお守りいただけない場合、又は、公益上もしくは管理上、特に必要があると認めた場合は、速やかに物品を返却いただくとともに、物品の弁償をしていただくことや以後の借用ができなくなることがあります。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品を破損し、又は紛失しないよう注意すること。
- (3) 物品の形状を変更し、又は改造しないこと。
- (4) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 回収した食品は、福祉団体等へ提供すること。
- (6) 返却予定日を遵守し、やむを得ず貸出期間の延長を希望する場合は、速やかにごみ減量リサイク ル課まで申し出ること。

フードドライブ物品使用承認書

年	月	日

様

ごみ減量リサイクル課長

申請のあったフードドライブ物品について、以下のとおり貸し出します。

記

1 貸出物品と貸出数

 食品回収コンテナ
 () 台

 のぼり旗
 () 枚

 のぼり旗用ポール・スタンド() 組

 卓上ミニのぼり旗 () 個

- 2 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 貸出・返却場所 新宿区環境清掃部ごみ減量リサイクル課 (新宿区本庁舎7階)
- 4 遵守事項

下記の事項をお守りいただけない場合、又は、公益上もしくは管理上、特に必要があると認めた場合は、速やかに物品を返却いただくとともに、物品の弁償をしていただくことや以後の借用ができなくなることがあります。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品を破損し、又は紛失しないよう注意すること。
- (3) 物品の形状を変更し、又は改造しないこと。
- (4) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 回収した食品は、福祉団体等へ提供すること。
- (6) 返却予定日を遵守し、やむを得ず貸出期間の延長を希望する場合は、速やかにごみ減量リサイクル課まで申し出ること。

新宿区ごみ減量リサイクル課 電話 03-5273-3318 (直通) FAX 03-5273-4070

フードドライブ実施報告書

年 月 日

ごみ減量リサイクル課長 宛て

所 在 地	
団体(事業者)名	
代表者名	
担当者	電話番号
メールアドレス	

下記のとおり、フードドライブ実施結果について報告します。

記

フードドライブ 実施結果	期間: 年 月 日~ 年 月 日 イベント名称 (イベント時に実施する場合):
大旭和木	回収食品(数: 点 / 重さ: kg)
食品の提供	提供日: 提供先:
ご意見等	

(添付資料) フードドライブで集まった食品全体の写真

写真貼り付け用